

## 信濃川発電所における流水の占用の許可について

本日6月9日、国土交通省北陸地方整備局より、弊社、信濃川発電所（千手発電所、小千谷発電所及び小千谷第二発電所）における水利使用に係る、河川法第23条に基づき「流水の占用の許可」をいただきました。

昨年3月10日、国土交通省北陸地方整備局より、流水の占用の許可を取消す命令書を受けて取水を停止し、その後、

- ・ 許可を受けずに新築又は改築した工作物に係わる図書等の報告
  - ・ 信濃川発電所の水利使用における不適切事案に係わる再発防止策の報告
- などを行なってきました。

それとともに、関係河川使用者全員のご同意をいただき、本年4月2日、国土交通省北陸地方整備局へ許可申請を行いました。

取水停止以降、関係の皆さまには、ご心配とご迷惑をおかけしましたが、本日を迎えるにあたり、大変なご尽力ならびにご理解を賜りましたことに、心より深く感謝し、お礼を申し上げます。

今後は、法令等を遵守し、厳格に河川流量や取水量等を管理することはもとより、信濃川の河川環境との調和を図ること、地元地域との共生を図ること、この両方について、誠心誠意努力してまいります。

### 流水の占用の許可 主な内容

最大取水量は、316.96m<sup>3</sup>/秒

河川維持流量（宮中取水ダム直下に常に放流すべき流量）として、40m<sup>3</sup>/秒の放流  
信濃川の水環境と水利用の調和のための方策を検討するため、宮中取水ダムから別表に示す試験放流量以上を放流し、河川環境の調査を実施

許可期間は、平成27年6月30日まで

次回の更新に当たっては、試験放流の調査結果と、試験放流の調査検証を行う信濃川中流域水環境改善検討協議会の意見を踏まえて、必要があれば宮中ダムからの放流等を見直した上で行う

河川法違反等の再発防止を徹底するため、以下の項目等を実施。

- ・ 弊社が作成した再発防止策への継続的な取組み、実施状況の北陸地方整備局長への報告
- ・ 取水量報告が適正であることの自主点検の実施と、点検結果の北陸地方整備局長への報告

【別表】

期 間	試験放流量 (m <sup>3</sup> /s)				
	1年目 (取水開始日～平成23年3月31日)	2年目 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	3年目 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)	4年目 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)	5年目 (平成26年4月1日～許可期限)
4月1日 ～7月19日	50.0	50.0	40.0	4月1日～11月30日は40.0以上(流量変動に配慮した放流) 12月1日～翌3月31日は40.0	4年目までの試験放流結果を踏まえた放流量
7月20日 ～9月10日	80.0	80.0	60.0		
9月11日 ～11月10日	100.0	80.0	60.0		
11月11日 ～翌3月31日	50.0	50.0	40.0		

注) 試験放流量には、河川維持流量の40 m<sup>3</sup>/sが含まれている。